

(2) 保育を必要とする事由

保育所などでの保育を希望される場合の2・3号認定(保育認定)には、次の①～⑩の事由のいずれかに該当する必要があります。また、同時に保育必要量の認定を行います。保育必要量の区分には、「保育標準時間」と「保育短時間」の2区分があり、区分により保育利用時間と保育料が異なります。

| 事由 | 2号、3号認定 | | 保育利用可能期間 |
|---------------|-------------|-------|----------------------------|
| | 保育必要量 | | |
| | 保育標準時間 | 保育短時間 | |
| ① 就労(月48時間以上) | 就労時間等によって判断 | | 就労開始予定日から小学校就学前まで |
| ② 妊娠・出産 | ● | ● | 産前6週から産後6か月まで(産後3か月からは短時間) |
| ③ 疾病・障害 | ● | | 事由に該当した時から事由から外れるまで |
| ④ 同居親族の介護・看護 | ● | | |
| ⑤ 災害復旧 | ● | | |
| ⑥ 求職活動 | | ● | |
| ⑦ 就学(職業訓練含む) | ● | | 入学予定日から卒業予定日の月末まで |
| ⑧ 虐待・DVのおそれ | ● | | 事由に該当した時から事由から外れるまで |
| ⑨ 育児休業取得中 | | ● | 必要な期間 |
| ⑩ その他 | 状況によって判断 | | 必要な期間 |

※就労を事由とする場合は、就労時間によって保育利用時間が分かれますのでご注意ください。

(3) 教育・保育利用時間

支給認定や保育必要量の区分に応じた教育・保育利用時間は次のとおりです。

| 区分 | 利用時間 |
|--------|------------------------------|
| 1号認定 | 教育標準時間 1日最長 5時間(8:00～13:00) |
| 2・3号認定 | 保育標準時間 1日最長 11時間(7:00～18:00) |
| | 保育短時間 1日最長 8時間(8:30～16:30) |

(4) 保育料の決定方法

□算定方法

保育料は保護者(父、母)の町民税額と、お子さんの年齢を基に算定します。
ただし、所得状況や扶養関係によっては、祖父または祖母の税額も合算される場合があります。

□算定根拠となる町民税額の年度

| | 施設利用する月 | 町民税該当年度 |
|-------------|----------|------------|
| 利用月と町民税該当年度 | 4月から8月まで | 令和4年度 町民税額 |
| | 9月から3月まで | 令和5年度 町民税額 |

□保育料の通知

利用する施設を通じて、入園時に保育料の決定額を通知します。在園児は、4月・9月に通知します。

(5) 保育・家庭状況等の確認について【申込書提出時】

- 保健福祉課へ申込書を提出していただいたときに、新規・転園希望のお子さんの家庭を対象に5分程度の面談を実施します。お子さんの同行は不要です。
- 書類だけでは把握できないご家庭の状況やお仕事の状況などについてお伺いします。
- ご兄弟が既に入園されている方は、後日確認をさせていただきます場合があります。

(6) 令和5年度の年度途中入園(5月以降の入園)希望について

- 産休および育休明けで令和6年3月までに入園の可能性がある方も、期間内(10月11日～11月11日)に必ず予約申し込みをしてください。
- 求職中の方は、年度途中の入園予約はできません。
- 近年、途中入園は大変厳しくなっております。申込期間を過ぎての年度内入園受付はご希望に添えない場合があります。
- 5月以降の途中入園のお子さんは入園時にクラスでの入園紹介を行います。入園式は行いません。

(7) 既に入園しているお子さんの継続利用について

現在、保育所・認定こども園を利用しているお子さんについて、10月中旬に現況届等の提出をお願いする予定です。

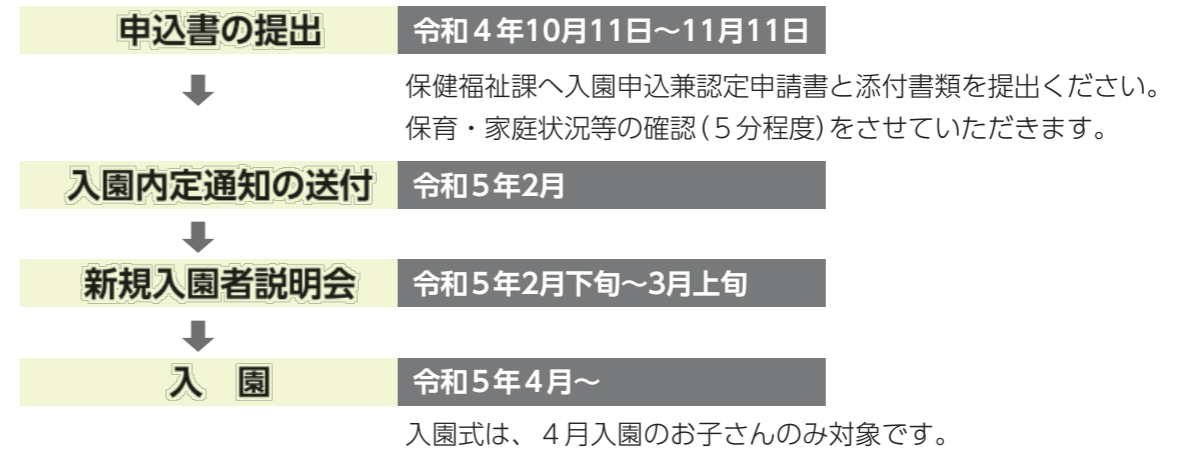
令和5年度

保育所・認定こども園の入園申込みが始まります

■ 問合せ 保健福祉課 ☎ 0778-47-8007

| 施設 | 南条こども園 (東大道23-14-4) ☎ 0778-47-2227 | 今庄なないろこども園 (今庄28-10-2) ☎ 0778-45-0788 | 湯尾保育所 (湯尾72-15) ☎ 0778-45-1168 | 河野保育園 (今泉19-48-4) ☎ 0778-48-2123 |
|-----------------|--|---|--------------------------------------|--|
| 受入対象乳幼児 | 満6か月児～5歳児 | 生後9週以降の乳幼児～5歳児 | 満6か月児～5歳児 | |
| 入所・入園条件 | (幼稚園部分) 3歳児～小学校就学前まで (保育部分) 家庭において必要な保育を受けることが困難と認定された乳幼児 | | 家庭において必要な保育を受けることが困難と認定された乳幼児 | |
| 入園申込兼認定申請書の受付期間 | 令和4年10月11日(火)～11月11日(金) ※土・日・祝日を除く、午前8時30分～午後5時 | | | |
| 申込書 | 配布場所 | 利用希望施設(保育所・認定こども園)、保健福祉課 | | |
| | 提出先 | 保健福祉課 | | |

入園申込みの流れ



保育所・認定こども園の利用にあたって

(1) 支給認定について

保育所・認定こども園を利用するには「支給認定」が必要です。保護者の皆様は、利用のための支給認定を申請し、町から認定を受けます。下記の3つの認定区分に応じて利用施設が決まってきます。

| 認定区分 | 対象となるお子さん | 利用施設 |
|---------------|--|------------|
| 1号認定 (教育標準時間) | 3歳以上で保育を必要とせず教育を希望するお子さん | 認定こども園 |
| 2号認定 (保育認定) | 3歳以上で保育を必要とする事由により家庭で必要な保育を受けることが困難なお子さん | 保育所、認定こども園 |
| 3号認定 (保育認定) | 3歳未満で保育を必要とする事由により家庭で必要な保育を受けることが困難なお子さん | 保育所、認定こども園 |